

## 1 治 ゆ

災害補償制度では、次の場合「治ゆ」といいます。

- (1) 完全に傷病が治った場合……完治
- (2) 症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなった場合（例えば対症療法だけを行っている状態）  
……症状固定

## 2 治 ゆ 後

認定された傷病が治ゆした場合には、療養補償が終了し、その際、障害等級表 144ページ に定める障害が残れば、障害補償 148ページ が支給されます。

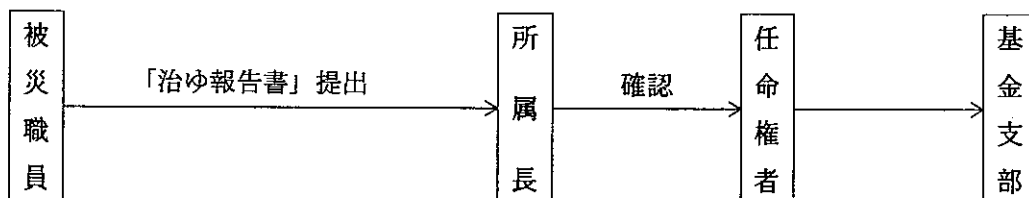
## 3 治 ゆ の 届

傷病が治ゆした場合には、速やかに「治ゆ報告書」 254ページ を所属長の確認を得て、任命権者を經由して基金支部へ提出してください。

治ゆ年月日は、最後に医療機関にかかった日又は症状固定となった日を記入してください。

基金支部では、独自の調査に基づいて治ゆの認定を行う場合もあります。

以上のことを図示すると次のようになります。



各任命権者の公務災害事務担当者は、常に被災職員の療養状況を把握し、傷病が完治又は症状固定した場合には、必ず速やかに「治ゆ報告書」を提出するよう被災職員を指導してください。